文責 弁護士 山下太郎

特別委員会日時 2006年6月1日 午前9時~午後0時05分

(自民党 小渕優子議員の質疑)

- 質疑1. 改めて,総理大臣に対し教育改革,教育基本法改正にかける熱意と教育に関する 所見を質す
- ・小泉内閣総理大臣:教育の重要性は、多くの議員が認識を共有している。教育基本法について、それほど与野党が対立する法案かと疑問に思っている。成立は十分今国会で可能ではと期待している

教育の重要性は十分認識している。

- 質疑2. 家庭教育についての質問。自民党案で、第10条に家庭教育が新設された。この 基本法により親を含めた保護者に第一義的に子どもを教育する責任があるとすれば、住宅 政策、育児、保育政策、男女共同参画社会の推進などの関連施策と基本法との関係如何。
- ・小泉内閣総理大臣:教育というのは法律に改訂ある事だけではない。法律が全てではない。日常生活の中で子どもが健やかに育っていけるような環境をつくっていくのが政治である。子どもが社会の宝であるということにふさわしい環境を整備していくのが政治である。
- 質疑3. 総理の国旗・国家に対する思い、また国と郷土を愛するのはいかなるものか。
- ・小泉内閣総理大臣:自分を愛する,自分の国を愛する,他人を愛する,他国を尊重する, 自分の育ってきた歴史,伝統を大切にするということを,日頃からの行動,また教育において身につけれられるような人間を育てていこう,そういう面において情操豊かな人間を育てよう,そういう気持ちをもって,教師,親が子どもに接し,教育活動をすることは,自然な,大事なことである。

(公明党 太田昭宏議員)

- 質疑1.心に踏み込むなというのは誤りである。最終価値を押しつけるのはいけないが,,心を豊かにし,鍛えていくということは大事である。総理の教育基本法の理念についての考えと,教育がますます大事な時代であるという認識を示されたい。
- ・小泉内閣総理大臣:心は教育の基本的根底にある問題である。心の教育,日々の生活の中で助け合って支えられて生きているという感受性を持ちながら教育を受けるというこ

と,政治として人の心を豊かにしながら教育を受ける環境をつくっていくのがいかに大事か、その基本を表したのが教育基本法である。

教育の環境を整えていく, その基本が政治としてどうあるべきなのかという認識をもって, 合意点を見いだし, 教育基本法を成立させるべきである。

(国民新党 糸川正晃議員)

質疑1. 第2条第5項 日本の伝統文化の尊重,郷土や国を愛する態度について。このような遠回しの表現できちんと国を愛する心を育成できるのか。

・小泉内閣総理大臣:態度というのは心のあり方を実際の行動で示していくことである。 態度ということを考えると、どのような態度をとるか、それがどういう心をもっているか ということにつながってくる。態度と心は一体である。

質疑2. 我が国という文言の解釈について。この規定の我が国には、主権、統治機構は含まないという理解でよろしいか。

・小坂大臣:「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた」ということで、歴史的に 形成されてきた国民、国土、そして伝統文化からなる歴史的また文化的な共同体としての 我が国ということをあらわしている。我が国というのは、そのような説明を付することに よって、統治機構は含まないということを明確にしている。

質疑3. 教育に関する国の責任について。教育については国が最終的な責任をもつべきではないか。16条は国と地方の双方に、教育の振興に関する施策の実施を義務づけているが、教育における国家の責任が不明確ではないか。

・小泉内閣総理大臣:教育の責任は、国も地方も両方、共同して役割を担っていこうということだと思う。

質疑4. 国と地方公共団体の役割分担はどういうものか

・小坂大臣: 法案 1 6 条は、学校教育法、地教行法が、これを受けて明確にする。国は、学校教育の基本的な仕組みを整備する責任を負っている。そして、学校教育法等のほうりつによって、基本的制度の枠組みを設定すること、全国的な基準を設定すること、教育条件整備に関する財源の保障等の具体的な役割を担っている。そして、市町村は小中学校を設置して学校教育を直接実施する主体としての責任を負う。都道府県は、人事、給与負担等の広域的な水準確保をおこなう。

質疑 5. 全国学力テストや学校評価など、教育の質の保障についてはきちんと国が責任を 持つべきだと考えるがどうか。 ・小泉内閣総理大臣:学力テストというのは生徒の学力向上に役立てるようなかたちで行かせるのではないかと思っている。

質疑 6. 宗教教育について。宗教に関する一般的教養について、今後学校ではどのような 具体的な指導が行われるのか。

- ・小坂大臣:世界三大宗教等の宗教があること、その違いがあること、世界的分布、宗教とは何か等について考える。それを通じて宗教に対する一般的な教養をまず身につける。
- ・小泉内閣総理大臣:家庭では、親の持っている宗教だけしか触れる機会がないが、学校 に行って社会に出れば世の中には様々な宗教があることがわかる。

(民主党 鳩山由紀夫議員)

質疑1. 改正教育基本法は、どのくらいもたせるように考えているか。

・小泉内閣総理大臣:数十年先を見越したものであったほうがいいなと思っている。

質疑 2. 憲法改正に向けた総理の意思について。

- ・小泉内閣総理大臣:共通点を見いだしていこうというかたちで協力し憲法改正を実現することが望ましいと思っている。
- 質疑3. 教育基本法は憲法の附属法であるという認識を持っている。憲法改正があと数年でできるという状況の中で、教育基本法があと数年間待つことができないのか。憲法の中での教育論を議論してからでも十分ではないか。
- ・小泉内閣総理大臣:憲法を改正しなければ教育基本法も改正できないという点は賛成しかねる。民主党も教育基本法の対案を出しているではないか。
- 質疑4. 民主党案は、憲法が変更されたときに、その理念に沿ったかたちの教育基本法を 用意しているという趣旨である。憲法の中での教育に関する部分については改正の要なし と思っているのか、変えるべきだと思っているのか。
- ・小坂大臣:今後憲法の改正ができたときに、改めて教育基本法で憲法に沿って改正すべき点が生ずれば、その時点でまた教育基本法を改正する必要も生じるかも知れない。

質疑 5. 首相の答弁と食い違っている。憲法改正の後にまた教育基本法を改正するのは二 度手間である。 ・小坂大臣:憲法改正をする中で、もし必要があれば教育基本法も改正する。自民党案は 今日的な課題に対応している。

質疑 6. 例えば、憲法の条文の中に家族の尊重について記述すべきである。また、教育を 受ける権利はすべての国民ではなく、何人に対しても与えるべきである。

・小坂大臣:家庭の教育の重要性については意見を共有するところである。

質疑7.教育基本法の改正が数年遅れたことによって、まずいことが起きるのか。

・小泉内閣総理大臣:イギリスのように、憲法がなくても国民も家族も大事にしていると ころもある。憲法以前に、重要なことは政治でできる面もたくさんある。憲法がなければ 何もできないという問題ではない。

質疑8. 法治国家としての、憲法のという国の礎となる議論をないがしろにする発言と受け止められかねない。憲法の中での教育の議論をもっとしっかりさせていくべきである。

・小坂大臣:外国人の児童生徒が希望する場合には日本人と同様に教育を受ける機会は保障されている。

質疑9. 希望している人には教育を与えることと保障とは違う。

・小坂大臣:憲法改正によって改正の必要が請じた場合には、教育基本法の改正も行われうる。

質疑10. 教育の議論をするにあたり、まず直さなければならないのは大人たちではないか

・小泉内閣総理大臣:教育は大人の責任である。

質疑11. 教育基本法改正で、大人の部分はどう変わるのか

・小坂大臣:生涯学習の理念を打ち立てる。

質疑12. 政治家の責任は大きいのではないか。イラク問題で小泉総理は誤りを認めないが、反省と責任を明らかにする社会を作っていくことが必要ではないか。

・小坂大臣:政治家が政治家がと言うことが国民の信頼を失わせる。

質疑13. 自由主義、民主主義をこの国の中で、政治の名かっで培養していくことが最

高の教育である。教育基本法の文言以前の問題として、そういう議論をすべきではないか

・ 小坂大臣:自由と責任は表裏一体で、責任のない自由はない。その点では同感である。

質疑14. 面従腹背ということがある。態度と心は一体ではない。日本を愛する心というようにきちんと記述すべきである。衆議院の中に調査会を構えて大いに議論をすべきではないか。

・ 小坂大臣:教育改革国民会議や中教審等で、既に大いに議論している。

(民主党 達增拓也議員)

質疑1. 自治体に義務教育の財源を負担させることは、自治体の子どもの学ぶ権利を危険 にさらすことであり、憲法違反ではないか。

・小泉総理大臣:地方六団体の要求は憲法違反なのか

質疑 2. だから憲法の議論が大事である。憲法の権利について、まず議論することが必要である。

・小泉総理大臣:憲法の条文になくても大事なことはやっていかなければならないのが政治である。国も地方も協力して国民参加のもとでいい教育環境をつくっていくという政治の方向は多くの共感を得るのではないか。

質疑3. 近代立憲主義国家において、政府というのは憲法や法律の外にはあり得ない。

・小泉総理大臣:法治国家であるから法律に基づいて行うが、法律以前に大切なこともたくさんあるという趣旨である。

質疑4. 国を愛する態度について。学習指導要領の中にも、態度という言葉が多く用いられている。態度ということばが教育現場を拘束しないはずがない。観点別評価の内申書を全国拡大した1994年を期に生徒間暴力が2倍に増加するなど、ストレスが問題視されている。

・小坂大臣:内申書は生徒指導要録に準じて作成されているが、扱いは都道府県教育委員会で判断されることである。また、そのような調査書、観点別評価が学生のストレスを増大させることにより暴力がおこるという判断は早計である。

質疑 5. 態度を評価することにより、学校現場が混乱しているところもある。態度を養うという文言は、現場を混乱させることになるのではないか。

・小坂大臣:自国を保誇りに思うことが、自分の国を尊重し地域を尊重し、愛情を芽生えさせることになってゆく。それが地域を愛し、国を愛することにつながる。一方、内心を直接評価するようなことにならないよう、しっかり指導していきたい。

質疑 6. 教育行政がこだわらないようにと言っても、子どもや保護者にはやはりこだわる 人がいる。愛国心教育というのは既に学習指導要領でやっていることである。これを押し つけにしないということが大事である。態度ということばを使わずに、また第2条に掲げ るのではなく、理念であり押しつけではないということで前文に入れた方が酔いのではな いか。

・小泉内閣総理大臣:態度も心も両方大事である。子どもに対して愛国心があるのかどうかは評価できないだろう。愛国心というのは自然に日常生活の中ではぐくまれるものである。自然に涵養され、それが態度になってあらわれるものである。

(共産党 石井郁子議員)

質疑1.政府案17条「地域振興計画」について。中教審答申が全国一斉学力テストを例示しているほかに、少人数指導や習熟度別指導の推進があげられている。諸外国と比較して、日本は一クラス40人と非常に多い。子どもには理解の差がある。フィンランドでは能力別の学級編成を70年代に行ったが効果は上がらなかった。文科省も小学校低学年では35人学級など少人数学級や副担任制との提案をしている。

・小泉内閣総理大臣:少人数のほうがいいと思う。だんだん子どもが少なくなって、いずれ30人学級になると思う。

全部習熟度別授業にする必要はないが、わからない子にはわかるように教え、理解の進んでいる子にはさらにすすみたいならばそういうクラス編成にするのもいいと思う。

質疑2.能力別にひとつの学年,クラスを編成することがいいのか。自分は駄目な子だと レッテルを貼られてしまうという問題がある。

少人数制は,一刻も早くすべき課題である。

・小泉総理大臣:少人数のほうがいいと思っている。

習熟度別については、全部習熟度別にしろと言っているのではない。

ある部分については劣等感をもってよい。ある部分については優越感を持ってよい。習 熟度別編成のほうがいいのではないかというクラスもある。そこは柔軟に対応すべきであ る。

質疑3. クラス単位の人数が少なくなれば、早くから競争させなくてもよくなるのではないかと言っている。現行10条は、教育行政は、教育の外にあって、教育を守り育てるた

めの諸条件を整えるところにその目標を置くべきだとしている。しかし、改正案はこの規 定が削除されている。条件整備が不十分なままでこの規定が削除されれば、もっと(条件 整備が)後退していくのではないか。

- ・小坂大臣:今後とも定数改善に努力していく。
- ・小泉内閣総理大臣:少人数クラスを進めていきたいと思っている。

質疑4. 今,教育の格差,子どもたちのいろいろな問題が出ている中で,勝ち組,負け組の教育を進める,競争と選別の教育を一層促進するのが今回の教育基本法案である。

(社民党 保坂展人議員)

- 質疑1. 前回, 愛国心教育を通知表で評価する必要はないとの回答であった。前回と同様でよいか
- ・小泉内閣総理大臣:実際の生徒を評価する項目として,この子には愛国心があるかどうかという項目は必要ないと思う。
- 質疑2. 愛国者という概念あるいは愛国心は、内側から出てくるものであって、ひな形があってこうしなさいというものではないのではないか。
- ・小泉内閣総理大臣:学校における教育活動や地域での活動,家庭での躾等ではぐくまれていくものである。子どもに対して愛国者になれというのは違うと思う。
- 質疑3. 例えば、普天間の問題で基地に反対するのは自然や郷土を守る人である。しかし、国は方針として海上基地を作る方向であった。このような、郷土を守る心と愛国心とはどう関連するのか。
- ・小泉内閣総理大臣:愛国心の問題とはまたべつである。反対する人も賛成する人も愛国 心はある。
- 質疑4. 教員の(愛国心教育についての)評価についてはどうか
- ・小泉内閣総理大臣:教員に対しては、当然評価はある。国旗国歌なんか軽蔑していいという人は教師に適しているとは思わない。
- 質疑 5. 愛国心, 愛郷心は, 極めて解釈の幅がある。愛顧億審という授業といってもいろいるなアプローチがある。それをひとつのひな形にはめていくことにならないのか。

・小泉内閣総理大臣:小中学生に教師の政治信条を教える必要はない。いろいろな意見があるということならよい。

質疑6. 意見について、例示することはかまわないということか。

・小泉内閣総理大臣:ある問題に対して、様々な意見があるということは、年齢によって は生徒に教えるのはいい。教員の考えを押しつけるのはよくない。

コメント:

- 1. 民主党は、ほとんど「憲法改正先行論」一本で相変わらずおしているが、その方向の是非はおいておくとしても、議論がかみ合っておらず、空回りの観がある。首相の、立憲主義をないがしろにするかのように見える答弁は、トータルで見れば善解しうる範囲のもので、取り上げてもあまり意味はないだろう。
- 2. 「愛国心」問題についての首相答弁では、態度と心は一体であることを強調し、愛国心という文言を明示すべきだとの右側の批判をかわそうとしている。一方、愛国心を通知表で評価するひつようはないと言いつつ、愛国心の教育をおこなう教師の評価は行うべきであると明言した。教師の評価を行う→教師は評価されるために愛国心の「態度を養う」教育を行う危険はやはり大きいといえる。しかも、そこでいう「態度」と「心」は一体であるという前提ならなおさらである。
- 3. 石井議員の、習熟度別授業が教育の勝ち組負け組を作るとの批判に対し、首相は劣等感があってもいいと述べている。剥き出しの競争原理が教育にも取り入れられようとしているのは、重大な問題である。
- 4. 保坂議員の、愛郷心と愛国心との衝突という議論は意表をつく論点で、個人的にはおもしろく聞いていた。やはり首相は満足には答えていない。